

羽曳野市立人権文化センター令和7年度事業及び令和8年度事業（案）について

地域交流促進事業

※平日の昼間は貸館の可能性があるので、主に夜間及び土曜日開催を中心として実施しています。

◎人権文化センター令和7年度事業

○メダカを楽しむ講座（親子編）（1回）

- ・ 8月2日（土曜日）

○ビューティートライアル講座（3回）

- ・ 8月28日（木曜日）・ 12月 6日（土曜日）・ 3月14日（土曜日）

○夜ヨガ教室（12回）

- ・ 10月 3日（金曜日）・ 10月24日（金曜日）・ 11月 7日（金曜日）
- ・ 11月21日（金曜日）・ 12月 5日（金曜日）・ 12月19日（金曜日）
- ・ 1月 9日（金曜日）・ 1月23日（金曜日）・ 2月 6日（金曜日）
- ・ 2月20日（金曜日）・ 3月 6日（金曜日）・ 3月13日（金曜日）

◎人権文化センター令和8年度事業予定（黒丸は有料とする予定）

●メダカを楽しむ講座（大人編）500円

○メダカを楽しむ講座（親子編）

●アートバルーン講座（大人編）500円

○アートンバルーン講座（親子編）

●ビューティートライアル講座（年6回予定）1回500円

●夜ヨガ教室（年24回予定）1月500円

●その他（調理室を活用した講座を検討 例として味噌づくり等）

総合相談事業（重層的支援体制整備事業につながります）

内容「福祉・健康、住宅、教育・保育、就職・就労、人権、その他」

令和元年度：1,001件 令和2年度：1,010件 令和3年度：986件

令和4年度：1,095件 令和5年度：1,014件 令和6年度：829件

令和8年度につきましても職員のスキルアップの為、大阪府・大阪府人権協会・大阪府人権福祉施設連絡協議会等が行う研修等を受講し、総合相談事業を継続してまいります。

羽曳野市立人権文化センター施設使用について

貸館事業

令和7年5月17日（土）より多目的室1・多目的室2・会議室・調理室を有料で貸し出しています。

（使用料の減免規定あり）

（本日の配布資料）

羽曳野市立人権文化センター条例第5条（使用料の額）

羽曳野市立人権文化センター条例 別表（使用料の額）

羽曳野市立人権文化センター条例第6条（使用料の減免）

羽曳野市立人権文化センター条例施行規則第7条（使用料の減免）

○使用率：5月17日（土曜日）～12月27日（土曜日）までの利用数及び利用申請数

利用申請件数：172件

利用者数：2,880人

多目的室1：18.5% 多目的室2：10.9% 会議室：20.5% 調理室：2.6%

有料による件数：29件（金額52,800円）